

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 25 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴う避難確保計画等の作成に係る
関係部局に対する適切な対応について

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく避難確保・浸水防止計画と消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく消防計画との関係については、「水防法及び河川法の一部を改正する法律」の一部施行に伴う自衛水防組織と自衛消防組織との関連等について」（平成 25 年 8 月 1 日付け事務連絡）を送付しているところです。

今般、「水防法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 31 号）による改正後の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）における避難確保計画、避難確保・浸水防止計画及び浸水防止計画（以下「避難確保計画等」という。）の作成に関し、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課及び砂防部砂防計画課より各都道府県水防担当部局及び砂防担当部局あてに別添の事務連絡が発出されていますので、執務の参考として下さい。

また、消防法に基づき作成した消防計画など既存の計画に水防法又は土砂災害防止法に規定する事項を追記等し、避難確保計画等を作成することが想定されることから、当該避難確保計画等の作成に伴い、避難確保計画等の担当部局から消防本部に対し消防計画に関する照会等があった場合は適切に対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課及び砂防部砂防計画課と協議済みであることを申し添えます。

担当 消防庁予防課企画調整係 桐原、木村 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
